

岩手県告示第151号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和5年岩手県告示第551号）で公示した公共測量を終了した旨久慈市長から次のとおり通知があった。

令和6年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 久慈市
- 2 実施した期間 令和5年10月2日から令和6年1月10日まで
- 3 実施した公共測量の種類 修正数値図化レベル2500